

「次世代育成行動計画」の基本目標、施策・柱の整理 (1)

旧【第2次計画】 (2015～2019年度)

1. 安心して生み育てることができる環境づくり

- (1)母子保健**
 - ① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり
 - ② 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化
 - ③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実
 - ④ 基本的生活習慣の定着や食育の推進
 - ⑤ 適切な思春期保健の推進
- (2)母子医療**
 - ① 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保
 - ② 子どもの感染症予防の推進
 - ③ 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進
- (3)子育ての悩みや不安への対応**
 - ① 地域における子育て支援の環境づくり
 - ② 市民が利用しやすい相談体制
 - ③ 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり
 - ④ 少子化への対応や多様化・複雑化した悩みへの支援
- (4)家庭の教育力の向上**
 - ① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上
 - ② 地域等と連携した家庭の教育力の向上
 - ③ 非行や虐待を生まないための家庭の教育力の向上
- (5)仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進**
 - ① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進
 - ② 男性の家事・育児への参画促進
- (6)安全・安心なまちづくり**
 - ① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備
 - ② 安全・安心を実感できるまちづくりの推進
 - ③ 子育てに優しい都市環境の整備
 - ④ 子育てしやすい住環境の提供
 - ⑤ 交通安全の推進



1. 安心して生み育てることができる環境づくり

- (1)母子保健の充実**
～ひとりひとりに母子保健～
 - ① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり
 - ② 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化 →(15)①へ統合
 - ③ → ② 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実
 - ④ 基本的生活習慣の定着や食育の推進 →(4)②へ移行
 - ⑤ 適切な思春期保健の推進 →(1)①へ統合
- (2)母子医療**
～しっかり見守る医療体制～
 - ① 周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保
 - ② 子どもの感染症予防の推進
 - ③ 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進→(1)①・(5)③へ統合
- (3)子育ての悩みや不安への対応**
～笑顔あふれる子育て環境～
 - ① 地域における子育て支援の環境づくり
 - ② 地域活動を支える人材の活用・育成 ←(3)の中から
 - ③ 子育て家庭への経済的支援 ←(3)の中から
 - ④ → ④ 市民が利用しやすい相談体制
 - ⑤ → ⑤ 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり、PRの強化
 - ⑥ 少子化への対応や多様化・複雑化した悩みへの支援 →(3)①・(5)③へ統合
 - ⑦ 外国人市民の子ども・子育てへの支援 【新設】
- (4)家庭の育児力・教育力の向上**
～家庭の子育てレベルアップ～
 - ① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上
 - ② 基本的生活習慣の定着や食育の推進 ←(1)④から
 - ③ 地域等と連携した家庭の教育力の向上 →(4)①へ統合
 - ④ 非行や虐待を生まないための家庭の教育力の向上 →(11)へ統合
- (5)仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進**
→ 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり
～子どもも仕事も大事に生活～
 - ① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進
 - ② 男性の家事・育児への参画促進
 - ③ 結婚・出産を希望する方への支援 【新設】 ←(3)④・(2)③
- (6)安全・安心なまちづくり**
 - ① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備
 - ② 安全・安心を実感できるまちづくりの推進 → 2へ移行
 - ③ 子育てに優しい都市環境の整備
 - ④ 子育てしやすい住環境の提供
 - ⑤ 交通安全の推進

新【第3次計画】 (2020～2024年度)

1. 安心して生み育てることができる環境をつくる

- (1)母子保健の充実**
～ひとりひとりに母子保健～
 - ① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり
 - ② 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実
- (2)母子医療**
～しっかり見守る医療体制～
 - ① 周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保
 - ② 子どもの感染症予防の推進
- (3)子育ての悩みや不安への対応**
～笑顔あふれる子育て環境～
 - ① 地域における子育て支援の環境づくり
 - ② 地域活動を支える人材の活用・育成
 - ③ 子育て家庭への経済的支援
 - ④ 市民が利用しやすい相談体制
 - ⑤ 子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化
 - ⑥ 外国人市民の子ども・子育てへの支援
- (4)家庭の育児力・教育力の向上**
～家庭の子育てレベルアップ～
 - ① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上
 - ② 基本的生活習慣の定着や食育の推進
- (5)子育てと仕事との両立に向けた環境づくり**
～子どもも仕事も大事に生活～
 - ① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進
 - ② 男性の家事・育児への参画促進
 - ③ 結婚・出産を希望する方への支援

「次世代育成行動計画」の基本目標、施策・柱の整理 (2)

旧【第2次計画】(2015～2019年度)

2. 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供

(7) 幼児期の学校教育や保育の提供

- ① 保育の量の確保と教育・保育の質の向上
- ② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- ③ 幼稚園、保育所等における障害児保育の充実
- ④ 保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実
- ⑤ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実
- ⑥ 教育・保育に関する情報提供

2. 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供
→ 子どもが健やかに成長できる環境をつくる

(6) 幼児期の学校教育や保育の提供

候補1～親子で安心、つながる保育～
候補2～生きる力の基礎を育む保育の場～

- ① 保育の量の確保と教育・保育の質の向上と量の確保
- ② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実事業の強化
- ③ 幼稚園、保育所等における障害児保育の充実 → (15) ②へ統合
- ④ → ③ 幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実
- ⑤ → ④ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実
- ⑥ 教育・保育に関する情報提供 → (3) ⑤に統合

(7) 安全・安心なまちづくり

→ 子どもの安全を守る環境整備 ←2から
～子どもに優しいまちづくり～

- ① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備 → (9) ①へ統合
- ② 安全・安心を実感できるまちづくりの推進
- ③ → ① 子育てに優しい都市・住環境の整備
- ④ 子育てしやすい住環境の提供 → (7) ①へ統合
- ⑤ 交通安全の推進 → (7) ②へ統合

(8) 放課後児童クラブ → 放課後児童の健全育成 ←3から

～いきいきすごす放課後の場～

- ① 放課後児童クラブの運営基盤の強化
- ② 放課後児童クラブの魅力の維持・向上

(9) 地域における子どもの居場所づくり【新設】

～気軽にに行ける子どもの居場所～

- ① 子どもの遊び環境と居場所の充実

新【第3次計画】(2020～2024年度)

2. 子どもが健やかに成長できる環境をつくる

(6) 幼児期の教育や保育の提供

候補1～親子で安心、つながる保育～
候補2～生きる力の基礎を育む保育の場～

- ① 教育・保育の質の向上と量の確保
- ② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育事業の強化
- ③ 幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実
- ④ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

(7) 子どもの安全を守る環境整備

～子どもに優しいまちづくり～

- ① 子育てに優しい都市・住環境の整備
- ② 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

(8) 放課後児童の健全育成

～いきいきすごす放課後の場～

- ① 放課後児童クラブの運営基盤の強化
- ② 放課後児童クラブの魅力の維持・向上

(9) 地域における子どもの居場所づくり

～気軽にに行ける子どもの居場所～

- ① 子どもの遊び環境と居場所の充実

「次世代育成行動計画」の基本目標、施策・柱の整理 (3)

旧【第2次計画】(2015～2019年度)

新【第3次計画】(2020～2024年度)

3. 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

(8)放課後児童クラブ

- ① 放課後児童クラブの運営基盤の強化
- ② 放課後児童クラブの魅力の向上

(9)青少年の健全育成

- ① 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供
- ② 有害環境から青少年を守り、非行を未然に防止するための取り組みの推進
- ③ 危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止対策の推進
- ④ 不登校やいじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進
- ⑤ デートDV予防啓発の推進

(10)子ども・若者の自立や立ち直りの支援

- ① 若者の自立を支援する環境づくり
- ② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

3. 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり → 子どもや若者の自主性や社会性が育つ環境をつくる

(8)放課後児童クラブ

- ① 放課後児童クラブの運営基盤の強化
- ② 放課後児童クラブの魅力の向上

→ 2へ移行

(10)青少年の健全育成 → (11)へ

→ こころの教育、体験・学習機会の充実

～ハートが育ついろんな学び～

- ① 学校におけるこころの教育の推進 【新設】
- ② 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供
→ 体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実
- ③ 児童文化科学館の移転新設 【新設】

②有害環境から青少年を守り、非行を未然に防止するための取り組みの推進
→ (11)①へ

③危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止対策の推進 → (11)①へ統合

④不登校やいじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進 → (11)②へ

⑤デートDV予防啓発の推進 → (11)①へ統合

(11)子ども・若者の自立や立ち直りの支援

→ 青少年の健全育成、自立・立ち直りの支援

～これからの自分が育つ環境づくり～

- ① 有害環境から子どもを守り、非行を防止するための取り組みの推進
←(10)から
- ② 不登校やいじめの未然防止・解消に向けた取り組みの推進 ←(10)から
- ① → ③ 若者の自立を支援する環境づくり
- ② → ④ 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

3. 子どもや若者の自主性や社会性が育つ環境をつくる

(10)こころの教育、体験・学習機会の充実

～ハートが育ついろんな学び～

- ① 学校におけるこころの教育の推進
- ② 体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実
- ③ 児童文化科学館の移転新設

(11)青少年の健全育成、自立・立ち直りの支援

～これからの自分が育つ環境づくり～

- ① 有害環境から子どもを守り、非行を防止するための取り組みの推進
- ② 不登校やいじめの未然防止・解消に向けた取り組みの推進
- ③ 若者の自立を支援する環境づくり
- ④ 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

「次世代育成行動計画」の基本目標、施策・柱の整理 (4)

旧【第2次計画】(2015～2019年度)

4. 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

(12)社会的養護が必要な子どもへの支援

- ① 児童養護施設における生活環境整備等の促進
- ② 里親や小規模住居型児童養育事業の普及促進

(13)ひとり親家庭等への支援

- ① ひとり親家庭の生活の安定と向上
- ② 子どもの貧困対策

(14)児童虐待への対応

- ① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応及び適切な支援

(15)障害のある子どもへの支援

- ① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化
- ② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化
- ③ 障害のある子どもの放課後対策の充実
- ④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実
- ⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化
- ⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

4. 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

→ 配慮を要する子どもや家庭を支える環境をつくる

(12)社会的養護が必要な子どもへの支援

～温かく子どもを包む生活の場づくり～

- ① 児童養護施設における生活環境整備等の促進
- ② 里親や小規模住居型児童養育事業の普及促進
- (上記に加え、柱の追加を検討中)

(13)ひとり親家庭等への支援

～ひとり親家庭をしっかりサポート～

- ① ひとり親家庭の生活の安定と向上
- ② 子どもの貧困対策

(14)児童虐待への対応(子どもを虐待から守る条例の推進)

～虐待をしない・させない社会づくり～

- ①→② 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応・相談・及び適切な支援の強化
- ↓
- ① 児童虐待の未然防止

(15)障害のある子どもや発達が気になる子どもへの支援

～特性を理解し寄り添う環境づくり～

- ① 障害のある子どもの心身の発達ที่気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化
- ② 障害のある子どもの受け入れ体制の強化
- ② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化 →①・②へ統合
- ③ 障害のある子どもの放課後対策の充実 →②へ統合
- ④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実 →①・②へ統合
- ⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化 →①・②へ統合
- ⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実 →①・②へ統合

新【第3次計画】(2020～2024年度)

4. 配慮を要する子どもや家庭を支える環境をつくる

(12)社会的養護が必要な子どもへの支援

～温かく子どもを包む生活の場づくり～

- ① 児童養護施設における生活環境整備等の促進
- ② 里親や小規模住居型児童養育事業の普及促進
- (上記に加え、柱の追加を検討中)

(13)ひとり親家庭等への支援

～ひとり親家庭をしっかりサポート～

- ① ひとり親家庭の生活の安定と向上
- ② 子どもの貧困対策

(14)児童虐待への対応(子どもを虐待から守る条例の推進)

～虐待をしない・させない社会づくり～

- ① 児童虐待の未然防止
- ② 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化

(15)障害のある子どもや発達が気になる子どもへの支援

～特性を理解し寄り添う環境づくり～

- ① 心身の発達ที่気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化
- ② 障害のある子どもの受け入れ体制の強化